

# 最新世界史図説 タペストリー

(二十三訂版)

## 別冊史料もくじ ー世界史史料 93 選

|                                  |    |                          |    |
|----------------------------------|----|--------------------------|----|
| 1 死者の書——第125章 無辜の告白              | 3  | 48 日米修好通商条約              | 12 |
| 2 ハンムラビ法典                        | 3  | 49 久米邦武編『米欧回覧実記』         | 13 |
| 3 アテネの民主政——ペリクレスの演説              | 3  | 50 民撰議院設立建白書             | 13 |
| 4 平民の没落——プルターク英雄伝                | 3  | 51 植木枝盛著『東洋大日本国国憲按』      | 13 |
| 5 ミラノ勅令                          | 3  | 52 大日本帝国憲法               | 13 |
| 6 アショーカ王碑文                       | 4  | 53 福沢諭吉著『学問のすゝめ』         | 14 |
| 7 焚書・坑儒                          | 4  | 54 変法運動(1)康有為による賛成の意見    | 14 |
| 8 九品官人法(九品中正)                    | 4  | 55 変法運動(2)葉德輝による反対の意見    | 14 |
| 9 両税法                            | 4  | 56 内村鑑三の非戦論              | 14 |
| 10 法顕著『仏国記』                      | 4  | 57 ポーツマス条約               | 14 |
| 11 杜甫著『戦車のうた(兵車行)』               | 5  | 58 横山源之助著『日本之下層社会』       | 15 |
| 12 澶淵の盟                          | 5  | 59 韓国併合条約                | 15 |
| 13 科举                            | 5  | 60 三民主義——『民報』発刊の言葉       | 15 |
| 14 マルコ=ポーロ『世界の記述(東方見聞録)』         | 5  | 61 孫文「大アジア主義」            | 15 |
| 15 コルドバの繁栄                       | 5  | 62 帝国主義——セシル=ローズの言葉      | 15 |
| 16 イブン=バットゥータの見たキルワ王国            | 6  | 63 レーニン「四月テーゼ」           | 16 |
| 17 ウルバヌス2世の十字軍演説                 | 6  | 64 ヴェルサイユ条約              | 16 |
| 18 辮髪令                           | 6  | 65 ヴァイマル憲法               | 16 |
| 19 「クルアーン(コーラン)」                 | 6  | 66 「十四か条」の平和原則           | 17 |
| 20 「ルバイヤート」(4行詩)                 | 6  | 67 三・一独立運動               | 17 |
| 21 ゲルマン人の社会と生活                   | 7  | 68 移民法(1924年)            | 17 |
| 22 ジョン=ボールの説教                    | 7  | 69 普通選挙法                 | 17 |
| 23 東西両教会の記録(1054年)               | 7  | 70 『青鞥』発刊に際して            | 17 |
| 24 大憲章(マグナ=カルタ)                  | 7  | 71 ヒトラー著『わが闘争』           | 18 |
| 25 アルヴァロ=ヴェーリヨ『ヴァスコ=ダ=ガマのインド航海記』 | 8  | 72 リットン報告書               | 18 |
| 26 スペインの植民地支配の実態                 | 8  | 73 八・一宣言                 | 18 |
| 27 マキアヴェリ著『君主論』                  | 8  | 74 ヒトラーの演説               | 18 |
| 28 トマス=モア著『ユートピア』                | 8  | 75 スターリンの演説              | 18 |
| 29 ルター著『95か条の論題』                 | 8  | 76 大西洋憲章                 | 19 |
| 30 「権利の章典」                       | 9  | 77 「大東亜共栄圏」(南方占領地行政実施要領) | 19 |
| 31 ロック著『統治二論』                    | 9  | 78 「鉄のカーテン」演説            | 19 |
| 32 ルソー著『社会契約論』                   | 9  | 79 トルーマン=ドクトリン           | 19 |
| 33 ジェファソン「アメリカ独立宣言」起草案           | 9  | 80 日本国憲法                 | 19 |
| 34 「フランス人権宣言」                    | 9  | 81 平和条約(1)講和と再軍備をめぐる世論   | 20 |
| 35 ナポレオン法典                       | 10 | 82 平和条約(2)サンフランシスコ平和条約   | 20 |
| 36 フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」                | 10 | 83 日米安全保障条約              | 20 |
| 37 産業革命時の児童の工場労働                 | 10 | 84 日ソ共同宣言                | 21 |
| 38 『共産党宣言』                       | 10 | 85 新安保条約(日米相互協力及び安全保障条約) | 21 |
| 39 「人民憲章」——チャーティストの要求            | 11 | 86 「もはや戦後ではない」           | 21 |
| 40 ビスマルク「鉄血演説」                   | 11 | 87 「平和五原則」               | 21 |
| 41 「モンロー宣言(教書)」                  | 11 | 88 「平和十原則」(バンドン精神)       | 21 |
| 42 奴隷制(1)ストウ著『アンクル=トムの小屋』        | 11 | 89 スターリン批判               | 22 |
| 43 奴隷制(2)「奴隷解放宣言」                | 12 | 90 アメリカのベトナム反戦運動         | 22 |
| 44 アヘン戦争開戦の是非(1)グラッドストンの演説       | 12 | 91 キング牧師の演説              | 22 |
| 45 アヘン戦争開戦の是非(2)パーマストンの演説        | 12 | 92 東西ドイツ統一               | 22 |
| 46 南京条約                          | 12 | 93 アパルトヘイト廃止             | 22 |
| 47 天保の薪水給与令                      | 12 |                          |    |

## ① 死者の書-第125章 無辜の告白

⇒p.56

われ人に悪事を犯せしことなし。  
われ家畜(または、家族の者)を虐待せしことなし。  
われ真理の場所(墓地、神殿)で罪を犯さず。……  
われ神を冒瀆せしことなし。  
われ貧民に暴行(奴隷を虐待)せしことなし。……  
われ奴隷をその長上の者に(よつて)誹らしめしことなし。  
われ(何人をも)病ませ(痛い目にあわせ)しことなし。  
われ(何人をも)泣かせしことなし。  
われ殺害せしことなし。  
われ殺害者に命令せしことなし。  
われ何人にも苦痛をおこさせしことなし。  
われ神殿における食料(の収入)を削減せ(騙り)しことなし。  
われ神々のパンを毀損せ(竊み)しことなし。  
われ祝福されしもの(=死者)のパンをとつたことなし。……  
われ天秤の分銅に加えしことなし。(売人を不利にする)  
われ秤の錘を弱め(?)しことなし。……  
われ子供の口からミルクを奪いしことなし。 (『西洋史料集成』平凡社)

**基礎情報** 森羅万象のすべてに神性を認めた古代エジプト人は、靈魂の不滅・再生を信じ、来世においても現世と同じ生活があると考えた。「死者の書」は新王国時代以降盛行し、墳墓にミイラとともに副葬品として納められ、主にパピルスに神聖文字で記された。この史料は冥界の王・復活の神であるオシリスの前で、死者が魂(カー)の告白をしている有名な文書。魂の復活と来世での永遠の幸福を願う古代エジプト人の道徳観や宗教観をよく表している。

## ② ハムラビ法典

⇒p.55

- 1 若し人が人に罪を帰せしめて、殺人行為[の責]を彼に対して投げ掛けたるも(負わしめたるも)、彼に確証せざりしときは、彼に罪を帰せしめたる者は殺さる。……
- 21 若し人が家に闖入したるときは、彼の闖入場所の面前に於いて、[彼等]彼を殺し、然る後彼を埋む。……
- 53 若し人が、彼の原の土手を堅固にすることに對し、彼の側を(に)投げ出して(手を拱きて)、彼の土手を堅固にせず、其の結果、彼の土手の中に裂け目が開けられ、以つて水をして田野を浚わしめたるときは、自己の土手の中に裂け目が開けられたる者は、喪失せしめたる穀物を賠償す。……
- 195 若し子が彼の父を擲ちたるときは、[彼等]彼の手を切り取る。
- 196 若し人が「人の息」の眼を潰したるときは、[彼等]彼の眼を潰す。
- 197 若し人の骨を折りたるときは、[彼等]彼の骨を折る。
- 198 若しムシュケーヌム<sup>①</sup>の眼を潰し、或いは又ムシュケーヌムの骨を折りたるときは、銀1マヌー<sup>②</sup>を支払う。……
- 200 若し人が彼と同格の人の歯を落としたときは、[彼等]彼の歯を落とす。 (原田慶吉著『楔形文字法の研究』清水弘文堂書房)

**用語解説** ①平民 ②60シケル、1シケルは8グラム

**基礎情報** 古巴ビロニア王国のハムラビ王(位前18世紀頃)が制定したこの法典は、全文282条から成り、まとまった法典としては世界最古。内容は民法・刑法・訴訟法など多岐にわたるが、形式は実定法である。「目には目を」の同害復讐が最大の特色だが、法の適用には貴族・平民・奴隷の3身分を厳密に区分し、上の者に対する犯罪ほどその刑罰は重く、下の者に対する犯罪ほど軽い。この法典はシュメール法の集大成で、以後のオリエントの法律に多大な影響を与えた。

## ③ アテネの民主政-ペリクレスの演説

⇒p.65

われらの政体は他国の制度を追従するものではない。ひとの理想を追うのではなく、ひとをしてわが範を習わしめるものである。その名は、少数者の独占を排し多数者の公平を守ることを旨として、民主政治と呼ばれる。わが国においては、個人間に紛争が生ずれば、法律の定めによってすべての人に平等な発言が認められる。だが一個人が才能の秀でていることが世にわかれば、無差別なる平等の理を排し世人の認めるその人の能力に応じて、公の高い地位を授けられる。またたとえ貧窮に身を起そうとも、ポリスに益をなす力をもつ人ならば、貧しさゆえに道をとぎされることはない。われらはあくまでも自由に公につくす道を持ち、また日々互いに猜疑の眼を恐れることなく自由な生活を享受している。

(トゥーキュディデース著、久保正彰訳『戦史(上)』岩波書店)

**基礎情報** ペリクレスは前431年ペロポネソス戦争第1年目の冬、戦没者の葬儀で追悼演説を行った。彼が完成へと導いたアテネ民主政の自信と誇りをうかがわせる名演説の一節で、リンカン大統領のゲティスバーグ演説とよく対比される。この演説は戦没者を追悼し、かつ民主政を築いた古人や民主政体そのものもたたえている。法による成年男子市民の権利平等、家柄より個人の能力と貢献度の尊重、質実剛健の尊さなどが説かれ、アテネ民主政はその絶頂期にあった。しかし彼の死後、民主政治は衆愚政治へと転落する。

## ④ 平民の没落-プルターク英雄伝

⇒p.71

イタリアの野に草を食ふ野獣でさへも穴と寝所を持つてゐてそれぞれ自分の休み場としてゐるのに、イタリアのために戦って死ぬ人々は空気と光の他何物も与へられず妻や子供と家もなく落著く先もなくさまよひ、しかも全権を握る將軍は戦場に於いて兵士に墳墓と神殿のために敵と戦へと励まして嘘を吐いてゐる。実はこれ程多くのローマ人が一人として父の祭壇も先祖の宗廟も持たず他人の贅沢と富のために戦つて斃れ世界の覇者と称せられながら自分自身の土地としては土塊一つないのだと述べた。

(河野与一訳『プルターク英雄伝(十)』岩波書店)

**基礎情報** グラックス兄弟の改革で有名な兄ティベリウスの演説の一説。重装歩兵としてローマを長年支えてきた中小自作農民が、相次ぐ戦争で疲弊し没落している様子がわかる。対外戦争によって領土が拡大し、大土地所有が進行するなか、兄弟は共に護民官として、リキニウス-セクスティウス法復活による自作農再建に取り組む。しかし大地主らの反対にあい、兄は暗殺され弟ガイウスは自殺に追い込まれて改革は失敗し、その後ローマは「内乱の一世紀」の混乱期に突入する。

## ⑤ ミラノ勅令

⇒p.74

われらは幸いにもミラノに相会わせるとき……就中次のことを定むべきであると考えた。すなわち、われらはキリスト者<sup>①</sup>に対しては万人に対しても、各人が欲した宗教に従う自由な権能を与える。それは実に、天の御座にいます神格がわれらならびにわれらの支配下にある万人に対して、友好的かつ恩恵的でありえんがためである。われらは、キリスト者の礼典にもあれ、みずから自分に最適だと感じている宗教にもあれ、それらに帰依したいかなる人に対しては決して許可を拒むべきではないと考える。……それゆえ貴官は次のことを承知せられたい。すなわちキリスト者の名に関し貴官にあてられた書簡によつて規定せられたすべての命令は全部撤廃せられ……キリスト者の宗教を遵守せんとする意志あるものは、なにびとも今や正真正銘、無条件に、またなんらの不安も面倒もなくその遵守に努めうることを。……

貴官はまた爾余のものに対しても、彼らの宗教ならびに礼典の、等しく公然かつ自由なる権能が認めらるることを承知せられたい。

〔西洋史料集成〕平凡社）  
用語解説 ①キリスト教徒

基礎 313年西の正帝コンスタンティヌス帝と東の正帝リキニウス帝がミラノで会見し、万人の信教の自由の原則に基づき、キリスト教信者の信仰も他宗教同様に公認するいわゆる「ミラノ勅令」を發布した。属州総督宛ての書簡という形で発せられたもので、イエスの死後、ペテロやパウロらの使徒伝道で帝国内にキリスト教は徐々に広まり、数々の迫害にもかかわらず、下層民から上級階級へと信者は増加していった。もはや迫害政策では帝国の統一維持は困難とコンスタンティヌス帝は政治判断を下した。

6 アショーカ王碑文 p.80

天愛喜見王の灌頂8年に、カリंगाが征服された。15万の人びとがそこから移送され、10万[の人びと]がそこで殺害され、また幾倍か[の人びと]が死亡した。それ以来、カリंगाが征服された今、天愛の熱心な法の実修、法に対する愛慕、および法の教誡が、[行なわれた]。これはカリंगाを征服した時の、天愛の悔恨である。なぜならば、征服されたことのない[国]が征服されれば、そこに人民の殺害、または死亡、または移送があり、これは天愛にとって、ひどく苦悩と感じ、悲痛と思われるからである。……故に、カリंगाが獲得された時に、殺害され、死亡し、移送された人民の百分の1、あるいは千分の1でさえも、今や天愛にとって、悲痛と感じられる。

用語解説 ①アショーカ王のこと ②即位後8年 ③デカン高原東北部の国 ④ダルマのことで、人間倫理の実践的規範を指す

基礎 情報 マウリヤ朝第3代アショーカ王は即位して8年目にカリंगा国を武力征服し、半島南端部を除くインド亜大陸統一を達成した。しかしみずから行った残虐行為を深く恥じ、それまでの武断政治からダルマ(法)に基づく統治理念を採用した。彼自身も深く仏教に帰依し、万人が守るべき慈悲・信仰・善行の仏法を刻んだ摩崖碑や石柱碑を領内各地に建立させた。石柱碑は30本以上建立されブラーフミー文字などが刻まれたサルナートのものが特に有名である。

7 焚書・坑儒 p.91

わたくしは史官の取り扱う秦の記録以外は、みなこれを焼き、また博士官が職務上保存するもののほか、一般民間にある詩・書・百家の語は、これを、ことごとく郡の守尉に提出させて、焼き払い、ことさらに詩・書を偶語する者があれば棄市(人の集まる市場で斬殺し、屍をさらして多くの者に示す)し、古をもって今をそしめる者は族滅し、官吏で知って見逃す者には同罪を科し、命令が出て三十日以内に焼かない者はいれずみをして城旦(毎朝出て築城に役する徒刑囚)にしたいと思います。ただ医薬・卜筮・種樹の書は例外とし、もし法令を学ぼうとする者があれば、吏をもって師とするようにいたしたい」と。始皇はこれを裁可した。……

諸生たちは、これを聞くとたがいに罪をなすりあい、自分だけ言い逃れようとした。かくて禁令を犯したものの460余人を、みな咸陽で穴埋めにして天下に知らせ、のちの懲らしめとした。

〈司馬遷著、小竹文夫・武夫訳『史記』本記 筑摩書房）  
用語解説 ①丞相(行政長官)の李斯を指す ②記録担当官 ③教学担当官 ④守は地方の行政長官、尉は軍事長官 ⑤向かい合って話すこと ⑥一族を皆殺しにする

基礎 情報 李斯の建言に基づき始皇帝が行った思想統制が焚書・坑儒である。前213年医薬・卜占・農書などの実用書を除くすべての書物を焼き払ったのが焚書。翌年儒者を捕らえ、その460余人を咸陽で穴埋めにし殺害したのが坑儒。この史料は『史記』記載の内容だが、統一後も秦が法家に基づく徹底した上からの強圧的統治を行ったことが

わかる。この事件は後世儒家の立場から粉飾誇張して喧伝されたとの指摘もある。

8 九品官人法(九品中正) p.98

魏の文帝は初めて九品中正の法を定めた。郡邑には小中正を設け、州には大中正を設けた。小中正は品によって人才をランク付けて大中正にたてまつった。大中正はその実を核して司徒にたてまつり、司徒は再び核して、その後、尚書に付して選用させた。……

中正が品する所の高下を見なさい。……真に、いわゆる「上品に寒門なく、下品に世(勢)族なし」であって、高門・華閥には世及の栄えはあっても、庶姓寒人には寸進の路もない。選挙の弊はここに至って極った。

〈木村尚三郎監修『世界史資料』東京法令出版社）  
用語解説 ①官吏 ②人柄 ③貧賤な家柄 ④権勢のある家柄 ⑤立身出世の榮譽 ⑥貧しい庶民 ⑦出世の道

基礎 情報 三国時代の魏から始まり各王朝に継承された九品官人法(九品中正)は、漢の郷挙里選を改善し、広く人材を登用し皇帝権力の強化を図った官吏登用制度。しかし「上品に寒門なく、下品に世(勢)族なし」の言葉どおり、有力豪族が上級官職を独占ようになり、豪族の貴族化と門閥化を生み出す結果となった。その弊害はいよいよ深刻となり、これに終止符を打ったのが、隋の文帝が始めた選挙(唐以降は科举)である。

9 両税法 p.104

[楊]炎はそこで奏対して、その弊を懇ろにいつて、そこで願って両税法をつくった。……およそ、百役の費も一銭の歛も、まず、その数を度って人に賦し、出づるを量って入るを制するようにする。戸には主客なく、見屋で簿とし、人には丁中なく、貧富で差をする。……税は秋夏にこれを両徴する。俗に不便があれば、これを正す。その租庸・雜徭はすべて省いて、丁額は廃さない。出入りを申報することは旧式のようにやり、その田畝の税は、太暦14年の墾田の数を[基]準としてこれを均しく徴する。夏税は6月をこえることなく、秋税は11月をこえてはならない。

〈木村尚三郎監修『世界史資料』東京法令出版社）

用語解説 ①たたくさんの役 ②少しの徴収 ③支出を計って収入を決定する ④主戸(土着の戸)と客戸(他所から寄留した戸) ⑤現住所 ⑥2度に分けて徴収する

基礎 情報 均田農民の流民化が激しくなり、本籍地課税の租庸調制や雑徭(地方官庁による労役)の実施は困難を極めた。そこで宰相の楊炎は780年に新税制の両税法を徳宗に建議した。均田制を完全放棄し、土地の私有制を認め、単税主義、現住地課税主義、資産への累進課税、夏秋2回の徴収、一部を銭納の原則などを柱にする画期的な内容から成っている。この税制は宋、元そして明の一条鞭法(16世紀後半)まで長く継承されていった。

10 法顕著『仏国記』 p.99

ここにおいて商人の大船に乗り、海に浮かんで西南行した。冬の初めの信風[季節風]を得て、昼夜14日で師子国に到った。かの国の人がいうには、(タームラリプティ国から師子国まで)相去ることおよそ700由延であるという。……

その国(耶婆提国)は外道、バラモンが盛んで、仏法は言うに足らない。この国にとどまること5ヵ月、また他の商人に従って(船にのった)。大船上はまた200人ばかり(の人がのり)、50日分の食料を用意した。4月16日に(この国を)出発し、法顕は船上で安居した。……

商人たちは話し合って、「いつも行く時は、まさに50日で広州に達するものだ。いまはもう50日を大分過ぎている。恐らく大分違った所に来ていいるだろう」と言った。